

平成25年5月28日
宇都宮市理財部契約課

**建設工事及び建設関連業務委託に係る最低制限価格及び
低入札調査基準価格等の算定方法の一部改正について**

建設工事及び建設関連業務委託に係る、最低制限価格及び低入札調査基準価格等の算定方法について、品質確保と適切な法定福利費の支払い等に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約を促進するため、下記のとおり改正します。

つきましては、改正の趣旨をご理解いただき、入札に参加していただくとともに、下請代金につきましても適切に設定されますようお願いいたします。

1 建設工事

(1) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定

改正後	現行
①直接工事費の100% ②共通仮設費の100% ③現場管理費の 80% ④ 一般管理費の 55% ①～④の合計額 ただし、予定価格の70～90%の範囲	①直接工事費の100% ②共通仮設費の100% ③現場管理費の 80% ④ 一般管理費の 30% ①～④の合計額 ただし、予定価格の70～90%の範囲

(2) 低入札調査基準価格を下回った場合の失格基準の算定

改正後	現行
下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは、失格とする。 【項目別基準】 変更なし 【総額基準】 (5) 入札価格が、下記の①～④の合計額から⑤の額を減じた額または、⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満 ①直接工事費の100% ②共通仮設費の100% ③現場管理費の 80% ④ 一般管理費の 55% ⑤比較価格の 3% ⑥直接工事費の 95% ⑦共通仮設費の 90% ⑧現場管理費の 80% ⑨一般管理費の 30%	下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは、失格とする。 【項目別基準】 (1) 直接工事費が市設計額の75%未満 (2) 共通仮設費が市設計額の70%未満 (3) 現場管理費が市設計額の70%未満 (4) 一般管理費が市設計額の30%未満 ※諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は、諸経費が市設計額の55%未満 【総額基準】 (5) 入札価格が、下記の①～④の合計額から⑤の額を減じた額または、⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満 ①直接工事費の100% ②共通仮設費の100% ③現場管理費の 80% ④ 一般管理費の 30% ⑤比較価格の 3% ⑥直接工事費の 95% ⑦共通仮設費の 90% ⑧現場管理費の 80% ⑨一般管理費の 30%

2 建設関連業務委託

(1) 最低制限価格の算定

改正後	現行
測量業務	
①直接測量費の100% ②測量調査費の100% ③ 諸経費の 55% ①～③の合計額 ただし、予定価格の60～80%の範囲	①直接測量費の100% ②測量調査費の100% ③ 諸経費の 50% ①～③の合計額 ただし、予定価格の60～80%の範囲
建築関係建設コンサルタント業務	
①直接人件費の 100% ②特別経費の 100% ③技術料等経費の 100% ④ 諸経費の 55% ①～④の合計額 ただし、予定価格の60～80%の範囲	①直接人件費の 100% ②特別経費の 100% ③技術料等経費の 100% ④ 諸経費の 50% ①～④の合計額 ただし、予定価格の60～80%の範囲
土木関係建設コンサルタント業務・補償関係コンサルタント業務	
①直接人件費の100% ②直接経費の 100% ③その他原価の 90% ④ 一般管理費等の45% ①～④の合計額 ただし、予定価格の60～80%の範囲	①直接人件費の100% ②直接経費の 100% ③その他原価の 90% ④ 一般管理費等の30% ⑤ 業務価格の 2% ①～⑤の合計額 ただし、予定価格の60～80%の範囲
①直接人件費の100% ②直接経費の 100% ③技術経費の 100% ④ 諸経費の 55% ①～④の合計額 ただし、予定価格の60～80%の範囲	①直接人件費の100% ②直接経費の 100% ③技術経費の 100% ④ 諸経費の 50% ①～④の合計額 ただし、予定価格の60～80%の範囲
地質調査業務	
変更なし	①直接調査費の 100% ②間接調査費の 100% ③解析等調査業務費の 70% ④諸経費の 50% ①～④の合計額 ただし、予定価格の2/3～85%の範囲

3 適用

平成25年6月1日以降に公告または指名通知する案件から適用します。